

平成 27 年 11 月 17 日 制定 (国空航第 687 号、国空機第 926 号)
令和 2 年 9 月 16 日 一部改正 (国空航第 1738 号、国空機第 603 号)
令和 3 年 5 月 31 日 一部改正 (国官参次第 29 号)

航空局 次世代航空モビリティ企画室長

航空法第 132 条の 3 の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン

1. 目的

航空法第 132 条の 3 並びに同法施行規則第 236 条の 9 及び同規則第 236 条の 10 の適用を受け、国若しくは地方公共団体又はこれらの者の依頼を受けた者（以下「特例適用者」という。）が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助の目的のため無人航空機を飛行させる場合であっても、特例適用者が第一義的に負っている安全確保の責務を解除するものではなく、極めて緊急性が高くかつ公共性の高い行為であることから、救助等の迅速化を図るため無人航空機の飛行の禁止空域（航空法第 132 条）及び飛行の方法（航空法第 132 条の 2）に関する規定の適用を除外していることに留意する必要がある。

このため、特例適用者の責任において、その飛行により航空機の航行の安全（注 1）並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれないよう許可等を受けた場合と同程度の必要な安全確保を自主的に行って、無人航空機を飛行させる必要がある。

本運用ガイドラインは、航空法第 132 条の 3 の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の安全確保の方法を示すことにより、特例適用者における効果的な安全確保の運用に資することを目的とするものである。

（注 1）航空法第 132 条の 3 の適用を受ける場合であっても、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和 49 年法律第 87 号）の規定は適用される。

2. 飛行の安全確保の方法

（1）航空情報の発行手続き

空港等周辺、緊急用務空域（注 2）及び地上又は水上から 150m 以上の高さ（航空法第 132 条第 1 項第 1 号の空域）において無人航空機を飛行させる場合には、空港等の管理者又は空域を管轄する関係機関と調整した後、当該空域の場所を管轄する空港事務所に以下の情報を電話した上で電子メール又はファクシミリにより通知すること。

当該通知に基づき航空局において航空情報（注 3）の発行を行うとともに、空港等の管理者等において航行する航空機に対し安全上の必要な措置が行われる。

(注2) 緊急用務空域とは、国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域をいう。

(注3) 航空情報とは、航空法第99条に基づき国土交通大臣が航空機乗組員に対し提供する航空機の運航のための必要な情報をいう。

<通知すべき情報>

a 飛行目的

例：山岳救助（滑落者の捜索）

b 飛行範囲（地域名又は都道府県名及び市区町村名、緯度経度（世界測地系）による飛行範囲）

例：〇〇山（北緯〇度〇分〇秒、東経△度△分△秒）を中心に半径500m以内

c 最大の飛行高度（地上高及び海拔高）

例：地上高〇〇〇m、海拔高△△△△m

d 飛行日時（終了時刻が未定の場合はその旨を連絡）

例：現在から終了時刻未定（追って連絡する）

e 機体数（同時に飛行させる無人航空機の最大機数）

例：2機

f 機体諸元（無人航空機の種類、重量、寸法、色等）

例：飛行機／ヘリコプター／マルチコプター等、10kg、縦1m×横1m×高さ0.5m、白

g 飛行の主体者の連絡先

例：〇〇株式会社、担当〇〇 090-××××-××××

h 飛行の依頼元（依頼に基づく場合）

例：〇〇県△△消防局

なお、航空法第132条第1項第1号の空域以外で無人航空機を飛行させる場合には、空港事務所等への通知は不要である。

(2) 航空機の航行の安全確保

事故に際し捜索、救助の目的のため無人航空機を飛行させる状況においては、無人航空機を飛行させようとする空域に捜索、救助を目的とした航空機の飛行が想定される。このため、飛行空域の監視等を行い航空機の飛行を確認した場合には、当該航空機の航行の安全が阻害されないよう無人航空機を飛行させること。例えば、飛行を確認した航空機が救助活動等を行っている場合には、その飛行の妨げとならないよう無人航空機の飛行を中止させ又は十分な距離を保ち飛行させること。

3. 飛行マニュアル（参考）

航空法第 132 条の 3 の適用を受けた場合は、特例適用者の責任において、航空機並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保する必要があるため、あらかじめ航空局通達「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（国空航第 684 号、国空機第 923 号、平成 27 年制定）」を参考に、搜索、救助等の目的に応じた無人航空機の運用方法をマニュアルに定め、当該マニュアルに基づき安全な飛行を行うことが望ましい。

なお、マニュアル作成にあたっては、参考とする航空局通達をそのまま適用することが困難な場合があることなどを十分に踏まえ、状況に応じた無人航空機を飛行させる際の実施体制等を規定することが期待される。

<マニュアルの規定内容（例）>

（1）総則

- a 目的
- b 適用の範囲

（2）無人航空機の点検・整備

- a 機体の点検・整備の方法
- b 機体の点検・整備の記録の作成方法

（3）無人航空機を飛行させる者の訓練

搜索・救助の目的に応じた技量等の確保の条件を規定する。

- a 知識及び能力を習得するための訓練方法
- b 能力を維持させるための方法
- c 飛行記録（訓練も含む。）の作成方法
- d 無人航空機を飛行させる者が遵守しなければならない事項

（4）無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制

搜索・救助等の目的に応じた体制を規定する。

- a 飛行前の安全確認の方法
- b 無人航空機を飛行させる際の安全管理体制
- c 無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失若しくは航空機との衝突又は接近事案の非常時の対応及び連絡体制

4. 大規模災害時の飛行調整（参考）

大規模災害が発生した場合は、搜索、救助を目的とした多数の航空機及び無人航空機が飛行することが想定される。航空機の航行の安全の確保及び無人航空機に起因する事故等の防止のため、これらの空域で無人航空機を飛行させる場合には、現地災害対策本部等を通じて無人航空機の飛行の方法（日時、飛行場所など）を調整することが望ましい。

附則（令和 2 年 9 月 16 日 国空航第 1738 号、国空機第 603 号）

この運用ガイドラインは、令和 2 年 9 月 23 日から施行する。

附則（令和 3 年 5 月 31 日 国官参次第 29 号）

この運用ガイドラインは、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。